

医 政 第 7 8 8 号
令和 2 年 12 月 7 日

各 施 設 長 殿

山形県健康福祉部長
(公 印 省 略)

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届について（依頼）

保健師助産師看護師法第 3 3 条の規定により、業務に従事している看護職員は、2 年ごとに就業状況等を就業地の都道府県知事に届け出ることとなっており、本年がその届出を行う年となります。

届出の内容は下記のとおりですが、届出が円滑に行われるよう、貴施設の看護職員に対して周知いただき、届出票のとりまとめについてよろしくお願いいたします。

記

1 届出の対象

令和 2 年 12 月 31 日現在において、貴施設（山形県内）で業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師

2 届出事項

令和 2 年 12 月 31 日現在における氏名、性別、生年月日、年齢、住所、保健師助産師看護師准看護師籍の登録番号及び登録年月日、主たる業務、業務に従事する場所の所在地及び名称、従事年数、移動状況、雇用形態（正規、非常勤、派遣）、常勤換算（常勤、短時間勤務）、看護師の特定行為研修の修了状況

3 提出方法

各施設で届出票をとりまとめのうえ、必要事項を記載した別紙を添付の上、施設の住所地を管轄する保健所に提出する。（ただし、住所地が山形市内の施設については、村山保健所に提出すること。）

4 提出期限

令和 3 年 1 月 1 5 日（金）

◎ 届出票の記入等について

- 1 記入要領及び記入例を参考に届出票を記入してください。
- 2 記入についての照会先は、次のとおりです。

山形県健康福祉部医療政策課

地域医療支援室（電話０２３（６３０）２２５８）

- 3 届出票が不足の際は、各保健所又は山形県庁医療政策課にて配付します。
(※来所が困難の場合は、上記担当まで御連絡ください。)

なお、届出票をコピーして使用いただいても構いません。

- 4 届出票の記入内容について、後日、問い合わせする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

■届出票の提出は施設の住所地を管轄する保健所※に提出してください。

- ・ 保健所への提出の際には、各施設とりまとめ担当者が届出票の記入内容に誤りや漏れがないか確認を行ったうえで提出してください。

※住所地が山形市内の施設についても、前回と同様、村山保健所に提出してください。

- ・届出票の提出（送付）の際は、下記の該当保健所部分を切り取り住所ラベルとしてお使いください。

〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6 村山保健所 保健企画課 企画調整担当 御中 (看護職員業務従事者届出票在中)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 最上保健所 保健企画課 企画調整・地域医療担当 御中 (看護職員業務従事者届出票在中)
〒992-0012 米沢市金池七丁目1の50 置賜保健所 保健企画課 医薬事担当 御中 (看護職員業務従事者届出票在中)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19の1 庄内保健所 保健企画課 医薬事担当 御中 (看護職員業務従事者届出票在中)